

伊勢原市社会福祉法人指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の規定に基づき、市長が社会福祉法人（以下「法人」という。）を対象に、法人の運営状況について行う調査、検査、指導又は監査（以下「指導監査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 市長は、指導監査の実施に当たり、国が定める監査の主眼事項（重点事項）及び前年度における指導監査結果の問題点等を十分に考慮して、毎年度当初に、指導監査実施方針及び指導監査重点事項を定めるとともに、指導監査実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、実施計画の策定に当り、法人の運営に支障のないよう必要な調整を行うものとする。

3 市長は、実施計画の内容について必要に応じて見直すことができる。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象となる法人は、法第30条第1項第1号の規定により市長の所轄となる法人とする。

(指導監査の種類)

第4条 指導監査の種類は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

(一般指導監査)

第5条 一般指導監査の種類は、定期指導監査及び臨時指導監査とする。

2 市長は、実施計画に基づき、毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般指導監査の実施の周期については、原則として、3年に1回実地により定期指導監査を実施するものとする。なお、法人に対する一般指導監査と施設又は事業（以下「施設等」という。）に対する監査（以下「施設監査」という。）との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが所轄庁及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、所轄庁の判断により、監査の実施の周期を3年に1回を超えない範囲で設定することができる。ただし、その場合には、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

(1) 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

(2) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、所轄庁が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは一般指導監査の実施の周期を、当該各号に掲げる周期まで延長することができる。

- (1) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回
 - (2) 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回
 - (3) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4年に1回
- 4 市長は、第2項の規定にかかわらず、第2項の第1号及び第2号に掲げる事項について問題が認められない法人のうち前項に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると所轄庁が判断するときは、一般指導監査の実施の周期を4年に1回まで延長することができる。
- (1) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。
 - (2) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。
- 5 市長は、新たに設立された法人に対する一般指導監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施する。
- 6 市長は、法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

（特別指導監査）

第6条 市長は、正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合又は法人の運営に重大な問題が認められる場合若しくはその運営が著しく適正を欠くと認められる場合に、随時、実地により特別指導監査を実施するものとする。

2 特別指導監査の実施時期、実施方法、実施内容等については、その都度定める。

（一般指導監査の基準）

第7条 市長は、一般指導監査における公平性を確保するため、監査項目、監査事項、監査内容、関係法令、評価、判定等を内容とする一般指導監査基準（以下「基準」という。）は、社会福祉法人指導監査要綱の制定について別紙「指導監査ガイドライン」（平成29

年4月27日付け雇児発第0427号・社援発第0427号・老発第0427号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知。以下「ガイドライン」という。)に基づくものとする。

(指導監査事項の省略等)

第8条 市長は、法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、ガイドラインのⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

2 市長は、専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると所轄庁が判断する場合には、ガイドラインのⅢ「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。

(一般指導監査の実施方法)

第9条 市長は、一般指導監査の実施に当たり、原則として、その30日前までに、一般指導監査の対象、実施日時等必要な事項を、法人の代表者又は運営責任者(以下「代表者等」という。)に文書で通知するものとする。

2 市長は、一般指導監査の実施に当たり、代表者等に対し、事前に必要な資料(以下「事前資料」という。)の提出を求めることができる。

3 一般指導監査は、代表者等、職員その他関係者から事前資料に基づいて説明を聞き取るほか、必要に応じて帳簿等書類を確認することにより行う。

4 一般指導監査は、必要に応じて許認可担当課その他関係行政機関等の協力を得て、合同で実施することができる。

(指導監査の講評)

第10条 市長は、一般指導監査の結果について、代表者等、職員その他関係者に対し講評を行うものとする。

(指導監査結果の通知及び改善指導等)

第11条 市長は、指導監査の結果について、基準に定める項目ごとに基準適合性の評価を行い、基準を満たさない項目について要改善事項、通知事項その他助言事項の判定を行い、必要な是正の有無及び内容について代表者等に指導監査の実施日から原則として30日以内に文書で通知するものとする。

2 代表者等は、是正を求められた事項のうち要改善事項の改善是正について、文書が到達した日から60日以内に、改善結果報告書(第1号様式。以下「報告書」という。)に改善是正を審議・議決した理事会等の議事録の写し、改善是正を確認できる書類等必要な書類を添付し、提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、期限内に報告書を提出できないとの申出を代表者

等から受けた場合は、その理由及び報告予定日を文書で報告させた上で提出を延期することができる。ただし、上記理由が解消した時点で速やかに報告書を提出させなければならない。

(改善状況の変更)

第12条 代表者等は、改善状況に変更があった場合、改善状況変更報告書(第2号様式)により市長に報告しなければならない。

(指導監査結果等の公開)

第13条 市長は、指導監査の結果等について、別に定めるものにより公開するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市社会福祉法人指導監査実施要綱の規定は、平成29年7月1日から適用する。

附 則 (令和3年8月10日告示第207号)

この告示は、公表の日から施行する。

伊勢原市長 殿

所在地
法人名
代表者 職 氏名

改善結果報告書

伊勢原市社会福祉法人指導監査実施要綱第11条第1項に規定する文書にて指摘のありました事項について、次のとおり改善措置を講じましたので、理事会議事録の写しを添えて報告いたします。

指摘事項	改善措置

伊勢原市長 殿

所在地
法人名
代表者 職 氏名

改 善 状 況 変 更 報 告 書

年 月 日付けで報告した改善措置の状況について、次のとおり改善状況が変更しましたので報告します。

指摘事項	変更の状況（変更日、内容など）